

## 令和8年度ニホンザル生息状況調査事業委託業務仕様書

この仕様書は、石川県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、令和8年度ニホンザル生息状況調査事業委託業務契約を締結するにあたり、必要な事項を定める。

### 1 業務の目的

- ・ニホンザル（以下「サル」という。）の生息数が増加し、生息域も拡大しているとともに、農作物被害や生活環境被害等も発生していることから、県は、被害の防止と地域個体群の安定的維持のため管理計画を策定し、サルの管理に取り組んでいる。
- ・本業務は、第4期石川県ニホンザル管理計画（以下「管理計画」という。）の策定のため、県内のサルの分布状況や各群の動向等の把握とともに、個体数推定や加害レベルの被害対策の検討に資するための基礎データの収集とする。

### 2 調査対象地域

- ・サルによる被害が認められる4市（金沢市、白山市、能美市、小松市）の250集落とし、その他にも群れの被害が認められるなど必要に応じ、周辺市町も対象とする。
- ・その他の白山地域など山林に生息するサルは、県が収集した既存資料の収集により生息状況や加害レベルの把握を行い、とりまとめを行う。

### 3 業務の内容

#### (1) ニホンザル出没カレンダー調査

##### ① 調査方法

- ・サル群れの出没が確認されている集落において、調査協力員が1か月間程度、一斉にサルの出没状況を調査票に記録する（日誌形式）。
- ・調査対象集落は、県及び市町と協議の上、決定する。
- ・乙は1集落3人程度の調査協力員の確保に努め、確保が困難な集落は重点的に群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）等の補完調査を実施する。
- ・乙が調査票を配布及び回収する。

##### ② 調査項目

出没日時、出没場所、出没頭数、推定頭数、被害の有無、サルの行動、人への反応等とする。

##### ③ 説明会

乙は、関係市町の住民を対象とした説明会を県内3箇所程度で開催し、調査概要の説明等を行う。

#### (2) 群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）

- ・乙は、(1)を補完する調査として専門調査員によるルートセンサスを実施する。
- ・対象集落1集落あたり、1人以上の住民等へのヒアリングを基本とする。
- ・調査項目は(1)と同様とする。

#### (3) 市町へのヒアリング調査

- ・乙は、(1)③に先立ち、関係市町に対して事業説明及びヒアリング調査を実施する。
- ・調査項目は、群れの出没地域、被害内容、捕獲状況、被害対策の実施状況、管理計画への要望等とする。

- ・(1)、(2)の補完・補足として、関係市町等が調査過年度に実施したサル生息状況調査等の既存資料の収集を行う。

(4) 県内のサル生息状況既存資料の収集

- ・乙は、(1)、(2)の調査対象地域及び調査対象外である山林地域等のサル生息状況について既存資料の収集を行う。
- ・既存資料の収集範囲は、甲が実施した生息状況調査の結果を想定し、必要に応じ1回程度関係者への聞き取り調査を実施する。

(5) 調査結果の分析及び取りまとめ

- ・乙は、(1)と(2)の結果から、サルの群れ数や行動域の推定、加害レベルの評価、群れごとの推定個体数を明らかにする。
- ・乙は、(3)の結果から、管理計画の策定に資する分析を実施する。

(6) 管理計画素案の策定・実績報告書の作成

- ・乙は、(3)と(4)で収集した既存資料及び(5)で取りまとめた結果等をもとに、管理計画の素案を作成する。
- ・乙は、事業全体に対する課題整理を行い、令和9年度以降の対策に資するための長期的視点に立った提言等を記載した委託業務実績報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

(7) 管理計画検討会への出席

乙は、甲が開催する管理計画検討会に出席し、調査結果の説明等を実施する。

4 業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 第4期管理計画素案・報告書の提出

乙は、調査結果をもとに作成した管理計画素案及び報告書について、それぞれ下記に定めるとおり提出する。

(1) 管理計画素案の提出

- ・提出期限 令和8年10月30日（金）
- ・提出部数 紙面1部（A4縦長・適宜カラー印刷）、データ1部（DVD-R）
- ・様式 甲が定める様式

(2) 報告書の提出

- ・提出期限 令和9年3月19日（金）
- ・提出部数 1部（A4縦長・適宜カラー印刷）
- ・様式 甲が定める様式

6 その他

- (1) 乙は、業務工程表、業務内容の決定など、随時、甲と打ち合わせを実施すること。
- (2) 乙は、業務工程表の作成、調査の実施及び報告書の作成に際しては、他県で行われている同様の調査を十分参考にすること。
- (3) 委託業務に関し、問題等が発生した時は、乙は速やかに甲に報告するとともに、必要な事項について、その都度、甲と協議の上、決定すること。